

平成 29 年 2 月 3 日

「序説」案

目次

1.目録と目録規則.....	2
1-1) 目録.....	2
1-2) 目録規則とその標準化.....	2
2.NCR の展開.....	3
2-1) NCR 制定の経緯.....	3
2-2) NCR1987 年版.....	3
3.目録規則の抜本的見直し.....	4
3-1) 見直しの背景.....	4
3-2) 概念モデルの FRBR、FRAD、FRSAD.....	5
3-3) 国際目録原則 (ICP) と ISBD 統合版.....	6
3-4) RDA.....	7
4.本規則の策定方針と特徴.....	7
4-1) 本規則の策定方針.....	7
4-2) 本規則の特徴.....	8
4-3) 本規則の今後 (※内容調整中 2016 年 11 月現在).....	10

1. 目録と目録規則

1-1) 目録

目録は、利用者が図書館のコレクションに含まれる資料を発見・識別・選択・入手できるよう、資料に対する書誌データ、所在データおよび各種の典拠データを作成し、適切な検索手段を備えて、データベース等として編成するものである。目録に収録される書誌データは、各資料に関する諸情報を圧縮・構造化した、資料の代替物としての役割を果たす記録である。また典拠データは、特定の個人、団体、主題等に関連する資料を確実に発見できるよう、それらに対するアクセス・ポイントを一貫性を保って管理するための記録である。

今日その比重を急速に高めているデジタル資料においては、全文検索など資料自体を直接に検索対象とすることが可能で、書誌データの必要性は、従来型の資料のように自明でない。しかし、ウェブ情報技術の世界でもメタデータが重要視されているように、資料に関する重要な情報を一定のルールのもとで構造化した書誌データには、全文検索では代替できない有用性がある。図書館は、適切な書誌データ、所在データおよび典拠データを作成し、目録を編成して利用に供することで、資料のもつ潜在的な利用可能性を最大限に顕在化しなければならない。

1-2) 目録規則とその標準化

目録がその役割を発揮するためには、資料に対する書誌データを作成する作業や、典拠データを通してアクセス・ポイントを適切に管理する典拠コントロール作業が、一定の基準に基づいて行われる必要がある。すなわち、目録の編成にあたっては、何らかの目録規則が必須である。今日につながる近代的な目録規則は 19 世紀半ばに誕生し、欧米における図書館近代化の動きの中で発展を重ねた。同世紀後半に登場したカード目録が広く普及すると、目録規則もそれを一般的な提供形態と想定するようになった。また、資料を十分に識別するために必要な書誌的事項を設定し記録の基準を定めた記述（書誌記述）のルールと、資料を適切に検索するために必要な情報の選定と形式を定めた標目（アクセス・ポイント）のルールから構成されるのが一般的な姿となった。

各図書館が独自の目録規則を用いている状況では、利用者がこれらに基づいた多様な目録を活用することは困難であり、共通した目録規則を制定することが望ましい。とりわけ、複数館による総合目録の編成などを企図する場合、目録規則の標準化は重要である。20 世紀に入ると、各国もしくは各言語圏で共通に用いられる標準目録規則が整備されていった。さらに、20 世紀後半には、目録法の国際的標準化が目指された。1961 年、国際図書館連盟（International Federation of Library Associations and Institutions: IFLA）主催の目録原則国際会議がパリで開催され、通称「パリ原則（Paris Principles）」という、著者書名目録における標目の選択と形式に適用される諸原則の国際合意が成立した。1969 年には、記述の国際的標準化を図る「国際標準書誌記述（International Standard Bibliographic Description: ISBD）」の策定が開始され、資料種別ごとの ISBD が 1970 年代に順次制定されるに至った。

パリ原則と ISBD は、各国の標準目録規則の国際的な整合性を維持するための大綱を定めたものであり、各国で、目録作成の対象となる出版物やその国の言語の特性に応じた目録規則が制定されてきた。その中には「英米目録規則第 2 版（Anglo-American Cataloguing Rules. Second Edition: AACR2）」のように、世界各国で広く適用され、準国際的な目録規

則となったものもある。

「日本目録規則 (Nippon Cataloging Rules: NCR)」は、可能なかぎり国際的な諸基準との整合性を図りつつ、日本における出版慣行や日本語の特性も考慮して策定された、日本の標準目録規則である。

2.NCR の展開

2-1) NCR 制定の経緯

近代日本における最初の目録規則は、1892 (明治 25) 年に創立された日本文庫協会が、翌 1893 (明治 26) 年に制定した「和漢図書目録編纂規則」である。1910 (明治 43) 年には、日本文庫協会の後身である日本図書館協会 (Japan Library Association: JLA) がこれを改訂し、「和漢図書目録編纂概則」を制定した。これらの規則は和漢書を対象とし、書名記入を基本とする考え方に立つものであった。その後、大正期には洋書目録法の研究が進み、昭和期に入ると、その和漢書への適用が積極的に検討された。1932 (昭和 7) 年、JLA の和漢書目録法調査委員会は「和漢図書目録法 (案)」を公表したが、基本記入について著者・書名のいずれとも決定しなかったため、いわゆる主記入論争を生み、これは協会制定に至らなかった。

1942 (昭和 17) 年、青年図書館員聯盟は、英米目録規則の 1908 年版にならい、著者基本記入制をとる和漢書・洋書共通の「日本目録規則 1942 年版」を完成した。戦後、NCR を受け継いだ JLA は、1952 (昭和 27) 年、「米国図書館協会目録規則 1949 年版 (A.L.A. Cataloging Rules for Author and Title Entries. Second Edition)」等を参照し、著者基本記入の原則を継承しながら、和漢書の取り扱いを主とする「日本目録規則 1952 年版」を制定した。

さらに JLA は 1961 (昭和 36) 年、パリ目録原則国際会議に参加し、1965 (昭和 40) 年、その原則に従った「日本目録規則 1965 年版」を制定した。これは基本記入制を堅持し、和漢書・洋書共通の、著者タイトル目録を対象とする規則である。

その後 1960 年代後半以降、公共図書館を中心に目録業務の簡便化の要請から、基本記入制をとらず、記述だけのユニット・カードをまず作成し、複製した個々のカードに必要な標目を相互に対等に与えるという方式が、広く行われるようになった。こうした状況のもとで 1977 (昭和 52) 年、JLA は「日本目録規則 新版予備版 (以下「NCR 新版予備版」)」を刊行した。これは、ISBD への準拠と記述ユニット・カード方式の採用という特徴をもつものであった。一方で、和書のみを対象とする比較的簡略な規則で、「本版」までの過渡的な位置づけのものであった。

2-2) NCR1987 年版

JLA が NCR 新版予備版の本版化に向けた本格的な作業を開始したのは 1983 (昭和 58) 年で、1987 (昭和 62) 年に「日本目録規則 1987 年版 (以下「NCR1987 年版」)」を刊行した。この「序説」では「図書館界およびこれをめぐる社会一般の環境・情勢も情報社会を指向して、徐々に変化しつつある。そこで、オンライン書誌情報入力も視野に入れた、書誌情報作成の基準ツールとなるよう」新規則を制定することになったと述べている。より具体的には、1981 (昭和 56) 年に JAPAN/MARC の頒布が開始されたこと、1985 (昭和 60) 年に書誌ユーティリティ NACSIS-CAT の運用が開始されたこと、図書館業務システムと OPAC (Online Public Access Catalog) の導入が徐々に進みつつあったこと、等が背景に

あった。

NCR1987 年版の特徴を挙げると、次のとおりである。

①多様な資料を対象とする規則

和書のみを対象とする NCR 新版予備版に対して、和漢書・洋書を対象とする規則となった。また、図書を主な対象とし他の資料に関する対応が弱かったそれまでの NCR に対して、「記述の部」で「記述総則」に続いて「図書」に始まり「逐次刊行物」に終わる 13 章を配置し、多様な資料に対応できる規則となった。

②記述ユニット方式（非基本記入方式）の採用

NCR 新版予備版の記述ユニット・カード方式を継承し、基本記入標目を設定しない記述ユニット方式を採用した。NCR1987 年版の「序説」では、日本の状況において基本記入制の必要性が薄れてきたという認識に加え、記述ユニット方式が「多様な検索を可能とする機械可読目録に、より一層適した方式」であると述べている。

③ISBD への準拠

NCR 新版予備版ですでに準拠していたが、本則は ISBD を尊重するとの方針のもとで整合性を再検討した結果、ISBD 区切り記号の採用や並列タイトルに関する規定の見直しなどを行った。

④記述の精粗

3 段階の水準を設定して、記述の精粗の規定を整備した。

⑤書誌階層構造

書誌データの電子化や共有化を背景として、上下の関係にある複数の「書誌レベル」から成る階層構造として資料をとらえる考え方をとり、一般に記述の本体とする「基礎書誌レベル」の定義なども行った。

JLA 目録委員会は、NCR1987 年版を 3 度改訂している。1994（平成 6）年刊行の改訂版では、初版段階で未刊であった「書写資料」、「静止画資料」、「博物資料」の各章の完成や書誌階層規定の再構成などを行った。2001（平成 13）年刊行の改訂 2 版では、「コンピュータファイル」の章について、リモート・アクセス資料にも対象を拡張した改訂内容（2000（平成 12）年公表）を組み込み、「電子資料」に章名を改めた。2006（平成 18）年刊行の改訂 3 版では、「逐次刊行物」の章が更新資料も対象とするよう拡張して「継続資料」に章名を改めるとともに、和古書・漢籍に関する規定を整備して「図書」、「書写資料」の両章を改訂した。

JLA 目録委員会は、改訂 3 版の「目録委員会報告」で当該改訂を NCR1987 年版の「最後の改訂作業」と位置づけ、以後は規則全体にわたる抜本改訂の準備を行うこととなった。

3.目録規則の抜本の見直し

3-1) 見直しの背景

前述のように、各国・言語圏の目録規則は、長らく 1960～70 年代に制定されたパリ原則と ISBD を基盤として制定・運用されてきた。対象資料の多様化と目録の作成・提供環境の電子化が進展する中で、一定の改訂は行われてきたものの、それでは十分でないとして既存の原則の抜本的な見直しを求める議論が、1990 年前後から本格的に展開されるようになった。

このうち対象資料の多様化については、記述の部における特定の資料種別の章を改訂す

平成 29 年 2 月 3 日

る措置がとられてきたが、ネットワーク情報資源を含む電子資料の発達によって、章ごとの改訂では対応しきれない、より根本的な問題が明らかになってきた。一言でいえば、資料の内容的側面（コンテンツ）と物理的側面（キャリア）に関わる問題である。様々な表現形式を包含して生成され得る電子資料の登場により、従来の「資料種別」ごとの規則構成はすぐわなくなってきた。また、電子情報においては、内容的側面の一部変更も物理的側面であるキャリアの移転も、旧来のメディアよりはるかに簡便に行えるが、これによる「バージョン」の多様化は、これまでの目録規則が拠ってきた「著作」と「版」という資料把握の枠組みに見直しを迫るようになってきた。

一方、目録の作成・提供環境の電子化の進展も、目録規則に抜本的な見直しを迫るものであった。今日、書誌データは電子的に作成・操作され、ほとんどの図書館で OPAC が提供されており、目録規則もそうした状況に対応したものでなくてはならない。特に、検索（発見）のための標目（アクセス・ポイント）については、カード目録を前提とした既存の規定に対する根本的な見直しが避けられない。識別のための記述については、アクセス・ポイントに比べれば電子化の影響は大きくないが、人間の目による識別・理解だけでなく、コンピュータによる識別・操作にも問題のない、機械可読性の高いデータを作成できる規定が求められる。また、コンピュータ目録では記述データからもインデックス生成を行えるなど、記述とアクセス・ポイントの関係性は従来とは異なってくる。典拠コントロールの側面を考えれば記述とアクセス・ポイントの区別が意味をもたないわけではないが、記述の部と標目の部に大きく分かれる伝統的な規則構造は必ずしも適切ではなくなってきた。

さらに、1990 年代半ば以降のインターネットの急速な普及により、情報流通のコストが劇的に下がり、様々な情報が大量かつシームレスに行き交う時代が到来した。このことも、目録と目録規則の置かれた環境に二つの面で大きな影響を及ぼした。一つは、国際的な書誌データの流通が容易になった分、国際的な標準化の重要性が、これまで以上に高くなったことである。もう一つは、他のコミュニティで生成されるメタデータとの相互運用性を考慮する必要が出てきたことである。図書館界のみで完結したデータ作成・活用ではなく、作成面においても活用面においても、より広い想定が求められる。最近では、主に公共的なデータを LOD (Linked Open Data) として開放的に提供し、広く自由な活用を促す動きがあり、図書館による諸情報もその一翼を担うことが期待されている。書誌データの作成等について規定する目録規則も、こうした動きに対応できるものであることが求められる。

3-2) 概念モデルの FRBR、FRAD、FRSAD

IFLA は 1997 年に、「書誌レコードの機能要件 (Functional Requirements for Bibliographic Records: FRBR)」と題する報告書を発表した。FRBR は、目録が対象とする書誌の世界を実体関連分析 (E-R 分析) の手法で分析し、概念モデルを提示したものである。FRBR では、典拠データに関わる部分について大枠の言及にとどまっていたが、2009 年に「典拠データの機能要件 (Functional Requirements for Authority Data: FRAD)」が、2011 年に「主題典拠データの機能要件 (Functional Requirements for Subject Authority Data: FRSAD)」が発表された。現在は、三者を統合する作業が進行中である。

FRBR 等の概念モデルでは、知的・芸術的成果物である資料を、著作、表現形、体現形、個別資料という、順次具現化されていく階層的な 4 実体 (第 1 グループの実体) としてとらえる。従来、ある著作の「版」の違いとしてとらえられていたものを、内容的側面を示す

平成 29 年 2 月 3 日

表現形と物理的側面を示す表現形とに分けて設定し、資料の構造的把握を行った点が特に注目された。これらに加えて、資料に関わる行為主体を個人、家族、団体の 3 実体（第 2 グループの実体）として、著作の主題を概念、物、出来事、場所の 4 実体（第 3 グループの実体）として、それぞれとらえる。また、FRAD においてはこれらの実体に加えて、名称、識別子、統制形アクセス・ポイントなど、典拠コントロールの仕組みに必要な実体も設定している。

このような実体設定を行ったうえで、FRBR 等の概念モデルでは、各実体に関する属性と実体間の関連を設定することによって、書誌的世界を表現している。属性と関連は、FRBR においては発見・識別・選択・入手、FRAD においては発見・識別・関連の明確化・根拠の提供という「利用者タスク」に基づいて設定されている。このうち実体間の関連には、従来の書誌データと典拠データとの関連づけに当たるものに加え、資料間に存在する派生や継続といった関連など、実体間の多様な関係が含まれる。実体とその属性を把握し、実体間の関連を管理するモデル化は、電子化された目録作成・提供環境との親和性が高い。

FRBR 等の概念モデルは、資料の多様化に対応するという点からも、目録の作成・提供環境の電子化に対応するという点からも、有用性の高いものと認識され、21 世紀の目録規則の基盤を成すものとなった。

3-3) 国際目録原則 (ICP) と ISBD 統合版

IFLA は 2009 年に、「国際目録原則覚書 (Statement of International Cataloguing Principles)」を発表した。パリ原則を約半世紀ぶりに見直した、新たな国際目録原則 (ICP) である。策定にあたっては、「国際目録原則に関する IFLA 専門家会議 (IME ICC)」が 2003 年から大陸単位で 5 度にわたって開催された。

ICP の主な特徴として、①コンピュータ目録を前提として FRBR の枠組みを全面的に取り入れたこと、②図書だけでなくあらゆる種類の資料を対象と考えること、③書誌・典拠データのあらゆる側面を取り扱うこと、④書誌・典拠データとは別に目録の探索・検索上の要件にも言及していること、が挙げられる。パリ原則が標目の選択と形式に特化した原則であるのと比較すると、包括的な内容となっている。FRBR の枠組みを取り入れているが、描かれる目録の姿は、書誌データと典拠データから成る従来の形とも比較的親和性の高いものである。

一方で IFLA は ISBD の改訂にも取り組み、2007 年に予備統合版を、2011 年に統合版を発表した。その名のとおり、従来の資料種別ごとの編成を取りやめ、一本に統合してエリア別の構成としたことが最大の改訂点である。あわせて、資料の内容表現の基本的な形式を示す「内容形式 (content form)」と媒介機器の有無・種別を示す「機器種別 (media type)」に資料種別を整理し、新設の「エリア 0」に収めることとなった。その他の部分では従来の形を踏襲する規定が多く、FRBR の概念モデルを大きく取り入れるには至っていない。ISBD は従来、エレメントの定義、値を入力するルール、区切り記号を用いた記録方法を規定し、各目録規則の記述の部の元となる標準として機能してきたが、後述のように目録規則が記述文法等の構文規則を扱わなくなる方向性の中で、その規範的役割を変容させつつある。すなわち、記述文法やエレメントの記載順序が目録規則で規定されないことを前提として、書誌データの伝統的かつ有力な表示方法を示すという役割が強くなってきている。

3-4) RDA

AACR2 の後継規則として 2010 年に刊行された「RDA: Resource Description and Access」は、英語圏のみならず他の言語圏にも適用が広がっており、準国際的な目録規則となっている。FRBR 等の概念モデルと ICP に沿い、一方で AACR2 との継続性にも配慮された規則である。

RDA は、AACR2 とは大きく異なり、FRBR 等の概念モデルに密着した構造をとっている。10 セクション (計 37 章) のうち、前半部のセクション 1~4 がそれぞれ「体现形・個別資料」、「著作・表現形」、「個人・家族・団体」、「概念・物・出来事・場所」の各実体に関する属性の記録を扱い、後半部のセクション 5~10 が実体間の様々な関連の記録を扱っている。なお、FRBR における第 3 グループの実体、すなわち著作の主題となる実体に関する属性・関連を扱う章については、2010 年の刊行段階では一部を除いて未刊である。

AACR2 との比較における RDA の主な特徴としては、次の諸点が挙げられる。

- ・ FRBR 等の概念モデルに密着した規則構造をとること
- ・ 著作や個人等を実体ととらえることで、典拠コントロール作業が規則上明確に位置づけられたこと
- ・ 資料の内容的側面と物理的側面の整理が図られたこと
- ・ 実体間の関連が、実体の属性とは独立して扱われ重視されるようになったこと
- ・ 属性・関連のエレメントが大幅に増強されたこと
- ・ 情報源からの転記によらないエレメントの多くで、語彙リストを提示して値の表現に一定の統制を図ったこと
- ・ 記述文法等の構文的側面を規則から排除し、意味的側面に特化したこと

これらは、それぞれの意義をもつとともに、機械可読性の向上という側面からもとらえられる。RDA 本体には含まれていないが、その策定過程では、エレメント分析に関する文書 (エレメントごとに、その値の性格や適用されるスキーマなどを整理したもの) が作成されるなど、機械可読性が意識されていた。

また、相互運用性と国際性への志向も特徴といえる。文書館・博物館など、図書館以外のコミュニティとの相互運用性を意識している。さらに、記述に用いる言語などの面で英語圏偏重を改め、国際的な普及を志向している。

以上のように AACR2 から大きな変貌をとげた RDA であるが、一方で従来の規則や目録慣行との継続性も考慮されている。体现形に対する記述を書誌データの根幹とすること、著作に対する典拠形アクセス・ポイントを、本則では最も主要な責任を有する作成者の典拠形アクセス・ポイントと優先タイトルの結合形としていること (AACR2 の基本記入標目を継承している) など、従来の原則に近い形となっている。個別の条項では、AACR2 の規定の多くが継承されている。

4. 本規則の策定方針と特徴

4-1) 本規則の策定方針

「目録委員会報告」に記したように、JLA 目録委員会が本規則の策定を本格的に開始したのは 2010 年で、その後 2013 年からは JLA 目録委員会と国立国会図書館収集書誌部との共同による策定作業となった。策定作業にあたっての方針は、次のとおりである。

- ・ ICP 等の国際標準に準拠すること

コメントの追加 [A1]: 従来の「目録委員会報告」の扱いを検討中。

- ・ RDA との相互運用性を担保すること
- ・ 日本における出版状況等に留意すること
- ・ NCR1987 年版とそれに基づく目録慣行に配慮すること
- ・ 論理的でわかりやすく、実務面で使いやすいものとする
- ・ ウェブ環境に適合した提供方法をとること

国際標準と RDA への準拠は、本規則が FRBR 等の概念モデルを基盤とするものとなったことを意味する。RDA との相互運用性を特に重視し、RDA に存在するエレメントは本規則でもすべて定義することとした。規定についても、日本における出版状況や目録慣行にそぐわないものを除いては反映に努め、その結果アクセス・ポイント関係など NCR1987 年版に比べ飛躍的に詳細となった部分もある。

ただし、論理的なわかりやすさ、実務面の使いやすさの観点から、あえて RDA とは異なった構成や規定とした箇所もある。例えば、RDA では属性の記録を扱う章にアクセス・ポイントの構築に関する規定を含むが、属性の組合せとして表現されるアクセス・ポイントの規定が属性自体の規定と混在するのはわかりにくいため、本規則では属性の部を「属性の記録」と「アクセス・ポイントの構築」に分け、それぞれに総則と実体別の各章を配置する構成とした。

4-2) 本規則の特徴

NCR1987 年版との比較における本規則の特徴としては、次の諸点が挙げられる。

①FRBR 等の概念モデルに密着した規則構造

「第 1 部 総説」に続いて、「第 2 部 属性」、「第 3 部 関連」に大きく分け、扱う実体ごとの章立てとする。RDA の規則構造と類似しているが、第 2 部を「属性の記録」と「アクセス・ポイントの構築」に分けたこと、「属性総則」、「アクセス・ポイントの構築総則」、「関連総則」をそれぞれ置いたことなど、異なる部分もある。

②典拠コントロールの位置づけ

RDA と同じく FRBR 等の概念モデルに準拠して、著作や個人等を実体ととらえ、それぞれに属性・関連のエレメントを設定している。記述に付す標目や参照を規定するのみの NCR1987 年版とは異なり、典拠データを作成・管理する典拠コントロール作業を規則上に明確に位置づけた。次に述べる著作の扱いを含め、典拠データの比重が相対的に高められた。本規則では、各実体に必要な属性が記録され、それらをもとに典拠形アクセス・ポイントと異形アクセス・ポイントの構築が行われる。

③全著作の典拠コントロール

RDA と同じく、著作の識別および著作とその表現形・体現形との関連を重視し、すべての著作に対して典拠コントロールを行って典拠形アクセス・ポイントを構築するよう規定する。統一タイトルの適用を限定してきた NCR1987 年版からは大きな転換となる。

RDA に準じて、著作の典拠形アクセス・ポイントは、著作の優先タイトルと作成者の典拠形アクセス・ポイントを結合した形をとることを原則とする。この場合、著作の態様に応じて、作成者とみなす範囲や、優先タイトルのみの単独形をとる場合などの判断を行う必要がある。その際、RDA が AACR2 における基本記入標目選定に関する規定を一部修正のうえ援用して、著作の典拠形アクセス・ポイント構築の規定としているのを受けて、本規則もそれにほぼ準じる規定としている。この結果、記述ユニット方式を採用していた NCR1987

年版にはなかった規定を大幅に盛り込んでいる。

④資料の内容的側面と物理的側面の整理

FRBR における第 1 グループの 4 実体ごとに属性の記録を章立てすることで各属性の位置づけを明確にし、とりわけ資料の内容的側面と物理的側面の整理を図る。著作に対する典拠形アクセス・ポイントを必須とすること、著作・表現形に対して新たな属性を多数追加していることなど、NCR1987 年版に比べ内容的側面を重視したといえる。なお、RDA では体現形・個別資料の属性と著作・表現形の属性を各々まとめて扱うセクションを設定し、一つの章に複数の実体に関する属性の規定を収める場合があるが、本規則の属性の部では、例外なく実体ごとに章を分けている。

資料の種類について、表現形の種類を表す「表現種別」、体現形の種類を表す「機器種別」、「キャリア種別」、刊行方式の区分を設定して、多元的にとらえる。また、ISBD や RDA に準じて、従来の目録規則がとっていた資料種別による章立ては行わない。

⑤関連の記録

FRBR 等の概念モデルに準拠した結果として、実体の属性とは別立ての部として、関連の記録を重視した。実体間の関連の記録という形をとることで、目録提供時のリンク機能が無理なく提供できるなどの効果を期待できる。なお、一部の関連については、RDA に準じて、関連の詳細を示す「関連指示子」を設定している。

⑥書誌階層構造

NCR1987 年版における書誌階層構造の考え方は維持する。書誌階層構造は、FRBR で規定する体現形における関連の一種（全体と部分）に相当する。資料について記録する場合に推奨するレベルとして、基礎レベルを設定する。その上位書誌レベル、下位書誌レベルの記述規則も規定する。特に、形態的に独立した資料だけでなく、その構成部分も記述対象とできるように規定する。

⑦エレメントの設定

利用者の利便性とデータ処理上の柔軟性に鑑みて、従来の規則の「注記に関する事項」、「その他の形態的細目」等を多数のエレメントに細分するなど、より小さな単位でエレメントを設定する。RDA との相互運用性を重視して、RDA に存在するエレメントは、すべて本規則にも設定している。

NCR1987 年版に設けていた記述の精粗のレベルの規定は置かず、RDA に準じて、記録を必須とする「コア・エレメント」を明示する方式をとる。

⑧語彙のリスト

RDA に準じて、情報源からの転記によらないエレメントの多くで、用いる語彙のリストを提示する。この種のもは NCR1987 年版にもいくつかあったが、本規則では RDA の語彙をベースとし、RDA に存在する語はできる限り採録したうえで、日本独自のものを加えている。

⑨意味的側面と構文的側面の分離

ISBD 区切り記号等を規定していた NCR1987 年版とは異なり、RDA と同じく規定対象をエレメントの記録の範囲と方法に限定し、エレメントの記録の順序、エンコーディングの方式、提供時の提示方式は、原則として規定しない。意味的側面（エレメントの定義や値のルール）と構文的側面（記述文法やエンコーディング）の分離は、メタデータ関連の諸標準

コメントの追加 [A2]: 「推奨」という表現には目録委員会で議論があった。「資料について記録する場合の通常のレベル」いう提案がある。#1.5.1 をも参照。

コメントの追加 [A3]: 下位レベルは規定しない方向で考えている。それが確定し次第、この一文は削除することにする。その場合、削除の他に、「その上位書誌レベルについては属性および関連として規定し、下位書誌レベルについては関連としてのみ規定する。」として文章を残す提案がある。

平成 29 年 2 月 3 日

で意識される事項である。構文的側面については、図書館界にとどまらない相互運用性を備えた方式が採用され、LOD として開放的に提供された書誌データの広範な活用につながることを望ましい。

なお、付録として、ISBD 等へのマッピングを提示する。

⑩機械可読性の向上

上記 9 項目に述べたことは、それぞれの意義をもつとともに、機械可読性の向上という側面からもとらえられる。FRBR 等の概念モデルを基盤とし、RDA との相互運用性を担保した規則とすることで、NCR1987 年版に比べて機械可読性の高い書誌データを作成できる。

⑪アクセス・ポイントの言語・文字種と読み、排列の扱い

NCR1987 年版では、タイトル・著者等の標目について、和資料は片仮名で、洋資料はローマ字で表すこととしていた。漢字仮名まじり形等を標目としないのは、カード目録における排列を考慮した規定であった。本規則では、作成・提供の電子化が進んでからの目録慣行を踏まえて、日本語の優先タイトルおよび日本の個人・団体・家族・場所の優先名称について漢字仮名まじり形とし、あわせて片仮名形の読みを記録することを原則とする。外国語（中国語及び韓国・朝鮮語を除く）の優先タイトルおよび外国の個人等の優先名称については、原語形とする本則と、日本語形とする別法を設け、データ作成機関の選択に委ねる。

NCR1987 年版は、記述の部、標目の部に続けて排列の部を設けていたが、目録の作成・提供の電子化を考慮して、本規則では排列を扱わない。

⑫RDA との互換性

準国際的な目録規則である RDA を適用して作成された書誌データとの互換性に配慮する。前述のとおり、エレメントの設定を整合させている。また、NCR1987 年版と RDA の規定が異なる場合は、RDA の規定に優位性がある場合はもちろん、優劣つけがたい場合も RDA にあわせる規定とした。日本の出版状況や目録慣行から RDA と異なる規定をとる場合もあるが、その際は原則として RDA の方式を別法に規定した。さらに、目録用言語に英語を採用した場合の記録の方法をできる限り RDA と一致させる、語彙リストを日英併記とする、等の措置も行っている。

⑬NCR1987 年版からの継続性

一般に表現形に対する記述を書誌データの根幹とする点などは、NCR1987 年版による目録作成と変わらない。また、規則構造は大きく変わったが、個々の条項では NCR1987 年版を継承する規定も少なからずある。

日本の出版状況や目録慣行から、NCR1987 年版の規定を継承した方がよいと判断した場合は、RDA と異なっても採用している。また、RDA に準じて変更した箇所の多くで、NCR1987 年版の方式を別法とした。

4-3) 本規則の今後（※内容調整中 2016 年 11 月現在）

全体構成のうち、FRBR の第 3 グループの実体を扱う章が、「場所の属性」を除いて未刊である。今後の改訂作業で完成を図る。

未刊の章を除いても、本規則は従来の NCR と異なり、数年以上の間隔をおいてなされる改訂版の刊行まで固定されたものではない。RDA や国際標準の改訂に伴う事項を含めて随時見直し、改訂を行っていく予定である。